

## 箕輪町条件不利農地耕作支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農村景観を維持するため、中山間地域等の耕作条件が悪い農地を取得又は借受ける農業者に対し、予算の範囲内において、条件不利農地耕作支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

(1) 農業者 町内で農業を営む個人又は法人をいう。

(2) 条件不利農地 箕輪町農業振興地域農用地区域内の農地であって、ほ場整備未整備のもの又は乗用型農業機械の利用が困難なものをいう。

(補助対象者及び補助対象農地の範囲)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、条件不利農地を新たに所有し、又は新たに存続期間が5年以上となる利用権の設定を受けて全面的に耕作を行い、かつ、当該農地にけい畔がある場合は、これを適切な状態に保持するものとする。

2 補助金の交付の対象となる条件不利農地には利用権の更新及び他の農業者も含めて既に利用権が設定されている農地は含まない。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、初回申請をした年度を含む10年度までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、箕輪町農業委員会が管理する農地基本台帳の現況面積によるものとし、1,000平方メートル当たり2万円を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町条件不利農地耕作支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に申請に係る農地の位置図を添えて町長に提出しなければならない。なお、申請は、年度ごととする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、箕輪町条件不利農地耕作支援事業補助金変更交付（中止）申請書（様式第2号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施農地を変更するとき。

(2) この補助金の交付対象者に該当しなくなるとき。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了後1月を経過する日又は年度末のいずれか早い日までに、箕輪町条件不利農地耕作支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に申請に係る農地において耕作を行ったことを証する書類及び適切なけい畔の保持に努めたことを証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(完了の確認及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、現地を調査するなど報告内容を審査し、適正な事業実施を認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知書を受けたときは、速やかに町長に箕輪町条件不利農地耕作支援事業補助金請求書(様式第4号)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された全部に相当する額の補助金の返還を命ずることができる。ただし、補助金の交付対象となった農地が公共事業の用地として買収され、又は天災その他不可抗力等、申請者の都合によらない場合は、この限りでない。

(1) 申請に係る農地を取得又は借り受ける期間が5年未満であったとき。

(2) 申請に係る農地において耕作する期間が5年未満であったとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の返還を命じたときに申請者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。